

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
のときは、翌日)

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率に係る等級
字の区域をあらたに画し、変更し、及び廃止する旨の届
出

目 次

健康保険法による保険薬剤師の登録
健康保険法による保険医療機関等の指定
国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
被爆者一般疾病医療機関の指定
肝てつ検査の実施
地域森林計画の樹立
地域森林計画の変更
保安林の指定の解除
解除予定の保安林にする旨の通知
保安林予定森林を変更する旨の通知
土地改良事業計画の適否の決定
土地の用途廃止
道路の位置の指定

選管告示

県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格等
選挙管理委員会の招集
鳥取海区漁業調整委員の選挙権を有する者の総数の三分
の一の数
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

公 告

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十五年一月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を
次のように改正する。

別表第二中「開発計画班 企開」を「開発計画班 企開 企交」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥取県告示第八号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第
四項の規定により、ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率に係る等級を次
のとおり定め、昭和四十五年四月一日から施行し、昭和四十一年六月鳥取
県告示第二百八十三号(ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率の等級につ
いて)は、昭和四十五年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ゴルフ場の施設名	等 級
三朝ゴルフ場	三 級
大山ゴルフクラブ	四 級
米子カントリークラブ	四 級
鳥取ゴルフ場	五 級

鳥取県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和四十四年十月十五日現在の地番による。）
大字東町	大字福成字小丸山九二四の五及び九二九の三、大字福成字大石原九三〇から九三〇の二まで、九三二及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字三反田の全域、大字福成字権現山の全域、大字福成字馬ノチョウの全域、大字福成字カワラヒロ七六五、七六六及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字ウナキ田北八五三、

大字西町	八五八、八六二、八六四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字境字榎ヶ原一一七及び一一三三並びに大字境字奥堤一一二、一一四、一一六及びこれらと一体をなす国有地
大字福成字ハン田八九二の二から八九二の五まで、八九五、八九六、九〇〇、九〇五の二、九〇六、九〇七の二及び九〇八の二から九〇八の四まで並びにこれらと一体をなす国有地及び県有地、大字福成字深塔の全域、大字福成字深塔山八九一の三から八九一の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字ウナキ田八六七、八六九、八七〇の一、八七二の二から八七二の六まで、八七三、八七四、八七六の二、八七七の一、八七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字ウナキ田北八五九の一から八五九の三まで、八六〇、八六一、八六三の二、八六四の二、八六五の一、八六五の二及び八六六並びにこれらと一体をなす国有地及び県有地	
大字福成字小丸山	大字福成字小丸山のうち九二四の五及び九二九の三以外の区域
大字福成字大石原	大字福成字大石原のうち九三〇から九三〇の二まで、九三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字小丸山	同上の区域（昭和四十四年十月十五日現在の地番による。）

大字福成字カワラヒロ	大字福成字カワラヒロのうち七六五、七六六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字ハン田	大字福成字ハン田のうち八九二の二から八九二の五まで、八九五、八九六、九〇〇、九〇五の二、九〇六、九〇七の二及び九〇八の二から九〇八の四まで並びにこれらと一体をなす国有地及び県有地以外の区域
大字福成字深塔山	大字福成字深塔山のうち八九一の三から八九一の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字ウナキ田	大字福成字ウナキ田のうち八六七、八六九、八七〇の一、八七二の二から八七二の六まで、八七三、八七四、八七六の二、八七七の一、八七七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字境字横ヶ原	大字境字横ヶ原のうち一一一七及び一一三三以外の区域
大字境字奥堤	大字境字奥堤のうち一一二二、一一二四、一一一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	大字福成字三反田、大字福成字権現山、大字福成字馬ノチョウ、大字福成字ウナキ田北及び大字福成字深塔

鳥取県告示第十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定より告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
木島三屋子	鳥取市戎町四六八	鳥薬第二四二号	昭和四十四年十二月二十日

鳥取県告示第十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用 点数表
安達 医院	米子市西三柳 二〇四八	内科、小児科、 放射線科	安達 厚	昭和四十四年 十二月二十四日	乙表 点数表
鳥取県立 厚生病院	倉吉市下田中 東志具手三四三	外科、小児科、 皮膚科、泌尿器科、 眼科、耳鼻喉科、 婦人科、放射線科	鳥取県知事	二十日	甲表 点数表

那岐診療所	八頭郡智頭町 早瀬三二七	内科、外科	遠藤 順三	"	二十四日	乙表 点数表
田中薬局	西伯郡淀江町 淀江五七三	/	田中 律子	"	十八日	/
吹野小児科 内科医院	米子市米原 七九八の二	小児科、内科	吹野 淳平	"	十五日	乙表 点数表
大山町国民健康 康保険 鳥取大学医学部 山岳研究所内	西伯郡大山町大山 整形外科	外科、消化器 科、脳神経外 科、整形	大山町長	"	二十日	"
谷口 医院	鳥取市南町四二五	外科、内科	谷口 薫	昭和四十五年 一月十四日	"	"
西本 医院	八頭郡船岡町大字 見規中一五三の三	内科	西本 徹郎	"	一日	"
清水歯科医院	鳥取市賀露町灘端	歯科	清水 操	"	"	歯科 点数表
灘尾歯科医院	東伯郡東伯町 大字徳万	"	灘尾 定義	"	十四日	"

鳥取県告示第十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理年月日
米子薬局	米子市茶町六五	昭和四十四年十二月一日
米田 "	東伯郡大栄町由良宿 二五六	"
吹野小児科内科医院	米子市米原 七九八の二	十五日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山 鳥取大学医学部 山岳研究所内	二十日

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
福島医院	境港市中町九三	全国	昭和四十四年十二月六日
山本内科医院	倉吉市宮川町 二丁目七六	"	十六日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町 用瀬三六八	"	二十二日

鳥取県告示第十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十四年十二月十九日	鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町今市二四二番地

鳥取県告示第十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月 十九日	倉吉市	広瀬、岩倉、大宮検診場
"	"	中田、住吉、北野
" 二十日	"	大立、岡、上福田
"	"	上北条、上井、西郷
" 二十一日	東郷町	埴見、門田、長和田、漆原
"	泊 村	原、石脇
" 二十二日	大栄町	大谷
"	"	妻波、由良
" 十六日	溝口町	大坂、富江、大滝
" 十九日	"	宇代、中祖、古市、莊
" 二十日	"	金屋谷、岩立
" 二十一日	"	大平原、上野
" 二十二日	"	根雨原、谷川、宮原
" 二十三日	日野町	小林、榎市
" 二十六日	"	本郷、下榎、安原
" 二十七日	江府町	栗尾、美用
" 二十八日	"	柿原、佐川、小江尾
" 二十九日	"	古原、西成

鳥取県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県日野地方農林振興局

鳥取県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

各森林計画区所管の地方農林振興局

鳥取県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字野原字山本三〇〇の二・三〇一の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十号

昭和四十四年四月鳥取県告示第二百三十五号をもつて告示した保安林予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一中「一六〇の一、一六一の一、一六一二、一六一三、一六一四の一」を削り、「一六一五から一六三五まで」を「一六一七から一六三五まで」に改め、「一六三六の一、一六三七の一」及び「字釜塚一〇八二から一〇九〇まで」を削る。

鳥取県告示第二十一号

昭和四十四年九月二十九日付けで関金町長から申請のあつた土地改良(広瀬ヶ平地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市松並町一丁目 一七二番地先から 一四六番地先まで	三八五・九七	道路敷
一一一ノ一三番地先から 一一一番地先まで	一〇一・八八	〃
一一一ノ四番地先から 一一一ノ四番地先まで	八六・一六	〃
七二番地先から 六七ノ二番地先まで	一三〇・七九	水路敷
四四番地先から 三七ノ一番地先まで	七〇・三二	〃
四二ノ一番地先から 三八ノ三番地先まで	二二五・七四	〃
田島字前田下通ノ二 三一七番地先から 三二四番地先まで	一八六・三八	〃

案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 資格審査願提出前一箇年の各事業年度における製造高又は販売高及び収入高

(二) 従業員の数

(三) 資本の額

(四) 営業年数

(五) 機械装置及び車両運搬具等の保有量

(六) 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

二 資格審査の手續

(一) 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和四十五年二月二十八日までに出納室に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

(二) 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、印刷、工用材料販売、清掃、測量設計、採石又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十四年度の資格を得るため提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動のないものについては、経営業態調査及び納税証明書を添付すればたりる。

イ 経営業態調査書（様式第二号）

ロ 営業用機械器具調査書（様式第三号）

ハ 貸借対照表（資格審査願提出前一箇年の事業年度分のもの）（様式第四号）

ニ 資格審査願提出前一箇年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税済を証する書面

ホ 営業証明書（法人にあつては法人登記の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）

ヘ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書面

ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書面

チ 印鑑証明書

リ 採石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績（金額）を証する書面

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和四十五年度限りとする。ただし、昭和四十六年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式1号

指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 願

年 月 日 ()

鳥取県知事 殿

このたび、^{製造の請負}物件の^{売買}の指名競争入札に参加する資格を得るため、下記営業種目を登録して
^{役務の提供}

ただきたいので、店舗の写真をとんぷおよび事業所の位置図を記入し、関係書類を添えてお願い
します。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

住 所

商号又は名称

氏 名

印

電話番号 局 番

記

営 業 種 目

(詳細は業態調書参照)

店 舗 の 写 真

事 業 所 の 位 置 (略 図)

様式第2号

経 営 業 態 調 査 書

昭和 年 月 日

(1) 商号又は名称							氏 名		
(2) 所在地	本社、本店						(局)	番	
	営業所						(局)	番	
	出張所						(局)	番	
(3) 営業種目						特約店名 又は 代理店名			
(4) 営業年数創業設立							年 月 日 (法人設立 年 月 日)		年
(5) は 製造 売上 高 又は 収入 高	年度別	直 前 第 2 年 度 分 決 算 よ り			直 前 第 1 年 度 分 決 算 よ り			年間平均高 千円	
	決算期別	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	千円		
	製造高、販売高 又は収入高	千円		千円		千円			千円
経 営 規 模	(6) 流動資産	千円		(貸借対照表より)			%		
	(7) 流動負債	千円		_____ × 100 = _____ %					
	(8) 従業員数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員		計		
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
	(9) 資本の額	区 分	直 前 決 算 時 千 円		剰 余 欠 損 金 処 分 千 円		計 千円		
資 本 金									
準 備 金									
積 立 金									
繰 越 欠 損 (繰 越 欠 損)									
		計				千円			
(10) 設備	① 価 格 (取 得、製 作)	機 械 装 置 千 円	車 両、運 搬 具 千 円	工 具、器 具 千 円	計 千円				
	② 減 価 償 却 費								
	① ② 価 格				千円				
(11) 前年度登録の状況	申請書提出の有無	登録番号	No.	格付(等級)					
(12) 摘要									

様式第4号

貸 借 対 照 表

(年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金	円	支 払 手 形	円
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品(商 品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計(流動資産)		計(流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固定資産(土地を除く。)		その他の固定負債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計(固定負債)	
その他の固定資産			
		負 債 計	
計(固定資産)		資本金及び剰余金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計(自己資本)	
合 計		合 計	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十五年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十五年一月十六日 午後二時

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題 衆議院議員総選挙等の結果について

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和四十四年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四〇〇人

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規

定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和45年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和45年2月5日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、果坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和45年2月9日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6. 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】